名寄ひまわりまちづくり大使設置要綱

平成２４年８月２４日

（目的）

第１　名寄市（以下「本市」という。）の元気なまちづくりの推進を図るため、名寄ひまわりまちづくり大使（以下「大使」という。）を置く。

（委嘱）

第２　大使は、本市に愛着を持ち、かつ、元気なまちづくりの推進に貢献していただける者の中から市長が選定し委嘱する。

（任期）

第３　大使の任期は設けないものとする。ただし、本人から辞退の申し出があった場合については、この限りではない。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、大使を解任することができる。

（活動）

第４　大使は、本市内外において、本市の宣伝に努めるとともに、本市の元気なまちづくりについて提言及び情報提供を行うものとする。

（報酬等）

第５　大使に対する報酬は、支給しない。ただし、大使としての活動上、市長が必要と認める経費については、予算の範囲内で支給することができる。

（庶務）

第６　大使に関する庶務は、名寄市経済部営業戦略課において処理する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２４年８月２４日から施行する。